埼玉県

＜報道発表資料＞

保健医療部　保健医療政策課
保健所・衛生研究所・県立大学担当　根岸・内山
直通 048-830-3229
内線 3229
E-mail: a3510-14@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー：お知らせ

令和７年６月２０日

「２０２５年国民生活基礎調査」に係る調査員証の紛失について

秩父郡小鹿野町内において、調査員が調査活動中に調査員証を紛失しました。

１　概要

秩父郡小鹿野町内の調査地区を担当する調査員が、２０２５年（令和７）年国民生活基礎調査の調査員証を紛失した。

発覚した日　令和７年６月１８日（水）

場所　秩父郡小鹿野町内

２　経過

・令和７年４月２１日（月）から６月１５日（日）まで調査活動を実施

・令和７年６月１８日（水）　調査員が調査業務を終了し、秩父保健所に調査員証の返還をしようとしたところ、調査員証が見当たらないことに気づき、保健所に電話報告を行った。保健所は調査員に対して、調査員の自宅、調査経路等を捜索するように指示した。

・令和７年６月２０日（金）　保健所は、調査員から、自宅、調査経路等を捜索したが、調査員証を発見できなかった旨の報告を受けた。

・令和７年６月２０日（金）　保健所の指示により調査員が警察に遺失を届出

・現在、この調査員証が悪用された事例は確認されていない。

３ 県の対応及び今後の再発防止策

・紛失した２０２５年国民生活基礎調査の調査員証「第~~１２０２~~号」（調査員の顔写真を添付、埼玉県知事大野元裕（公印あり）の記載あり）は無効としました。

「第０５７号」※6/20　20 時修正

・今回の件を受け、国民生活基礎調査の調査員に対し、改めて調査員証の管理につ

いて厳正を期すよう、注意喚起を行います。

◎県民の皆さまへ「不審な調査活動にご注意ください」

調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」等に悪用される恐れがあります。

２０２５年国民生活基礎調査の調査員が調査対象世帯を訪問する際には、顔写真付きの調査員証を携行しておりますので、確認するようにしてください。不審な調査活動にお気付きの際は、県保健医療政策課まで御連絡ください。

※「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。

※ かたり調査についてはこちらをご覧ください。（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/0713-1.html#kokuminseikatsu2025